（保険業法施行規則の一部改正）

第十条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第六号目次記載上の注意中「記載すること」の次に「。法第４条第１項の免許申請書又は法第127条第１項第８号の規定及び第85条第１項第２号若しくは第２号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる」を加える。

別紙様式第六号⑹記載上の注意１中「２、７及び８」を「３、８及び９」に改める。同様式記載上の注意中８を９とし、２から７までを３から８までとし、１の次に次のように加える。

２　法第４条第１項の免許申請書又は法第127条第１項第８号の規定及び第85条第１項第２号若しくは第２号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者（第85条第１項第２号に規定する役員等以外の者にあっては、当該免許申請書又は法第110条第１項の規定により提出された報告書に当該氏名が併せて記載された者）については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまで（当該役員等以外の者にあっては、当該免許申請書又は当該報告書に記載された当該氏名を変更するまで）の間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第六号の二目次記載上の注意１中「記載すること」の次に「。法第４条第１項の免許申請書又は法第127条第１項第８号の規定及び第85条第１項第２号若しくは第２号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる」を加える。

別紙様式第六号の二⑹記載上の注意１中「２、７及び８」を「３、８及び９」に改める。同様式記載上の注意中８を９とし、２から７までを３から８までとし、１の次に次のように加える。

２　法第４条第１項の免許申請書又は法第127条第１項第８号の規定及び第85条第１項第２号若しくは第２号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者（第85条第１項第２号に規定する役員等以外の者にあっては、当該免許申請書又は法第110条第１項の規定により提出された報告書に当該氏名が併せて記載された者）については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまで（当該役員等以外の者にあっては、当該免許申請書又は当該報告書に記載された当該氏名を変更するまで）の間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第六号の三目次記載上の注意１中「記載すること」の次に「。法第４条第１項の免許申請書又は法第127条第１項第８号の規定及び第85条第１項第２号若しくは第２号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる」を加える。

別紙様式第七号目次記載上の注意１中「記載すること」の次に「。第59条第２項の規定により業務報告書を作成するに際して、法第４条第１項の免許申請書又は法第127条第１項第８号の規定及び第85条第１項第２号若しくは第２号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる」を加える。

別紙様式第七号第一の２の⑴記載上の注意１中「２、７及び９」を「３、８及び10」に改める。同様式記載上の注意中９を10とし、２から８までを３から９までとし、１の次に次のように加える。

２　第59条第２項の規定により業務報告書を作成するに際して、法第４条第１項の免許申請書又は法第127条第１項第８号の規定及び第85条第１項第２号若しくは第２号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者（第85条第１項第２号に規定する役員等以外の者にあっては、当該免許申請書又は法第110条第１項の規定により提出された報告書に当該氏名が併せて記載された者）については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまで（当該役員等以外の者にあっては、当該免許申請書又は当該報告書に記載された当該氏名を変更するまで）の間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

同様式中「３　社外役員に関する事項」の次の記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１　直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（⑶及び⑷を除く。）。

２　第59条第２項の規定により業務報告書を作成するに際して、法第４条第１項の免許申請書又は法第127条第１項第８号の規定及び第85条第１項第２号若しくは第２号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者（第85条第１項第２号に規定する役員等以外の者にあっては、当該免許申請書又は法第110条第１項の規定により提出された報告書に当該氏名が併せて記載された者）については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまで（当該役員等以外の者にあっては、当該免許申請書又は当該報告書に記載された当該氏名を変更するまで）の間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第七号の二目次記載上の注意１中「記載すること」の次に「。第59条第２項の規定により業務報告書を作成するに際して、法第４条第１項の免許申請書又は法第127条第１項第８号の規定及び第85条第１項第２号若しくは第２号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる」を加える。

別紙様式第七号の二第一の２の⑴記載上の注意１中「２、７及び９」を「３、８及び10」に改める。

同様式記載上の注意中９を10とし、２から８までを３から９までとし、１の次に次のように加える。

２　第59条第２項の規定により業務報告書を作成するに際して、法第４条第１項の免許申請書又は法第127条第１項第８号の規定及び第85条第１項第２号若しくは第２号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者（第85条第１項第２号に規定する役員等以外の者にあっては、当該免許申請書又は法第110条第１項の規定により提出された報告書に当該氏名が併せて記載された者）については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまで（当該役員等以外の者にあっては、当該免許申請書又は当該報告書に記載された当該氏名を変更するまで）の間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

同様式中「３　社外役員に関する事項」の次の記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１　直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（⑶及び⑷を除く。）。

２　第59条第２項の規定により業務報告書を作成するに際して、法第４条第１項の免許申請書又は法第127条第１項第８号の規定及び第85条第１項第２号若しくは第２号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者（第85条第１項第２号に規定する役員等以外の者にあっては、当該免許申請書又は法第110条第１項の規定により提出された報告書に当該氏名が併せて記載された者）については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまで（当該役員等以外の者にあっては、当該免許申請書又は当該報告書に記載された当該氏名を変更するまで）の間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。